二　当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三　調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四　障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五　食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

別表第三第三号を次のように改める。

三	第三条
児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町

二　国際戦略総合特別区域の範囲　札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の全域

○内閣府告示第三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　茨城県及びつくば市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　つくば市の全域並びに龍ヶ崎市並びに茨城県那珂郡東海村及び稲敷郡阿見町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　東京都

二　国際戦略総合特別区域の範囲　東京都の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　神奈川県、横浜市及び川崎市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　横浜市及び川崎市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村並びに名古屋港管理組合

二　国際戦略総合特別区域の範囲　各務原市、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　京都市、京田辺市及び木津川市並びに京都府相楽郡精華町並びに大阪市、吹田市、茨木市、泉佐野市、箕面市及び泉南市並びに大阪府泉南郡熊取町及び田尻町並びに神戸市及びたつの市並びに兵庫県赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで国際戦略総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　北九州市、福岡市、行橋市、中間市、宮若市及び糸島市並びに福岡県京都郡苅田町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　札幌市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　札幌市の全域

○内閣府告示第十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　北海道上川郡下川町

二　地域活性化総合特別区域の範囲　北海道上川郡下川町の全域

○内閣府告示第十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　秋田県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　秋田市、能代市及び大館市並びに秋田県鹿角郡小坂町の全域

○内閣府告示第十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　栃木県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　宇都宮市及び那須塩原市並びに栃木県塩谷郡塩谷町の全域

○内閣府告示第十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十二日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　群馬県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　前橋市の全域並びに高崎市及び桐生市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）